

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和5年8月22日

足立区長 近藤 弥生

1 業務概要

(1) 業務名 足立区男女参画プラザ講座実施委託

(2) 業務内容

ア 年間講座実施計画の策定

イ 講座内容の企画・立案

ウ 講師選定・交渉および謝礼支払い

エ 広報用チラシの作成、印刷、配布、集客

オ 講座資料の作成、印刷、配布

カ 当日の講座運営（会場設営、司会進行、受付事務、記録写真、アンケート回収含む）

キ 結果報告書の作成（実施概要、出席状況、アンケート集計等）

ク 事業評価書および分析書の作成

ケ その他の業務

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、区が本事業を継続する場合、業務の履行状況が良好であれば、1年単位を1回とし、2回まで更新することができる。（最長で令和9年3月31日まで）

なお、更新については、毎年評価を行い成果が十分でない場合は更新しないことがある。

2 提案限度価格等

(1) 提案限度価格 7,578,000円（消費税相当金額を含む金額）

(2) 最低制限価格の設置 無

3 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格要件

提案者は、女性活躍推進、性の多様性の尊重、DV問題、ジェンダー平等などに精通し、男女共同参画の視点で企画し、ふさわしい講師を選定できること。講座を通して、広く区民に

男女共同参画をさらに推進する意識啓発をすることができるものとする。

- ア 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。
 - イ 上記アにおける足立区での競争入札参加資格がない場合は、次に掲げる書類を併せて提出すること。
 - (ア) 身分証明書及び登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことの証明書で、発行後3か月以内のもの。個人に限る。）
 - (イ) 住民票の写し（発行後3か月以内のもの。参加者が個人の場合に限る。）
 - (ウ) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本、発行後3か月以内のもの。参加者が法人の場合に限る。）
 - (エ) 営業所表（標準様式第5号）
 - (オ) 委任状（標準様式第6号。対象業務において代理人を置く場合に限る。）
 - (カ) 財務諸表（直前決算のもの。法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書）
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
 - エ 足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
 - オ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。
 - カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
 - ケ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
 - コ 民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (2) 提案書の提出者が、契約締結までの間に上記(1)の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。
- (3) 提案書の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	配点	指 標
経営規模	経営規模は妥当か	10	資本金、売上高など財務諸表の分析
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	10	専門職員の所属状況（サポート体制）
	配置担当者、専任性は適正か	15	配置担当者、専任性
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	10	賠償責任保険の加入の有無、契約不適合責任の考え方
業務執行技術力	当該業務を遂行するための基本的な知識を有しているか	20	男女共同参画、性の多様性等の知識、理解度
	類似業務の経験、実績があるか	30	類似業務の実績
社会的貢献度	社会的貢献及び地域貢献度の取り組みはあるか	5	ISO等の取得、取り組み
区内事業者	区内に本店がある（10%加算）	10	
合計		110	

(4) 提案書提出者を選定する概数 5者

(5) 提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	配点	指 標
業務の理解度	業務遂行に当たる基本的な知識、理解は十分か	10	男女共同参画、性の多様性等の考え方、理解度
	・足立区の施策内容を理解しているか ・国・都・他自治体の動向に精通しているか	10	足立区の男女共同参画事業に対する理解、ニーズ把握、幅広い情報収集力
提案内容の的確性	業務の実施手順は妥当か	10	・年間の講座内容のバランス・関連性、実施時期の適切性 ・開催方法（来場、オンライン等）
	業務内容は妥当か	15	・業務内容の把握度及び具体性 ・受講対象者、目的、効果の適切性、明確性
	・創造的であり、実現可能な提案内容か ・講師の人選は適切か	15	・講座への創意工夫、発信力（PR、チラシ）、実現可能な新たな提案 ・講座内容に相応しい人選
コスト	提案内容に対してコストは妥当か	5	経費見積書
安全管理	・感染症等の危機管理対策及び緊急時における対応等のリスク管理は適切か	10	リスク管理、対策

	・個人情報漏洩防止対策は適切か		
内部情報伝達	発注者の依頼内容を的確に理解し、手戻りやミスを防止できるか	10	情報伝達方法やミス防止対策
説得力	説明力、説得力、論理性	5	プレゼンテーション、ヒアリング
資料調製力	作成力、わかりやすさ、正確性	10	資料のわかりやすさ、見やすさ、誤字脱字等
小計 (A)		100	
区内事業者への割合加点 (B)		5	
上記の視点から、区内事業者に対して小計 (A) の割合加点 (B) を行う。			
要件	加点割合 (%)		
区内に本店があり、業務区域が区内である場合	+5 %		
区内に本店があり、業務区域が区外である場合	+4 %		
区内に支店があり、業務区域が区内である場合	+3 %		
区内に支店があり、業務区域が区外である場合	+2 %		
※小数点以下は切り捨てとする。			
最終評点 (A+B)		105	

4 手続き等

(1) 担当課

〒123-0851 足立区梅田七丁目33番1号 エル・ソフィア内

足立区地域のちから推進部多様性社会推進課

電話 03-3880-5222 (直通) 担当：木野瀬

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和5年8月22日(火)から令和5年9月4日(月)午後5時まで

イ 交付場所 4(1)に同じ。

ウ 交付方法 担当課窓口で交付

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年9月5日(火)午後5時まで

イ 提出場所 4(1)に同じ。

ウ 提出方法 担当課に持参(事前に担当課に電話連絡し提出日を予約すること)

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和5年11月2日(木)午後5時まで
- イ 提出場所 4(1)に同じ。
- ウ 提出方法 担当課に持参